

【人事訴訟事件を申し立てる方へ】

甲府家庭裁判所

当事者間秘匿制度について

令和5年2月20日から当事者間秘匿制度が施行されています。この制度は、当事者又はその法定代理人（以下「当事者等」という）を特定する氏名、住所等の事項が、他方当事者に知られることで、社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある場合に、申立てにより、裁判所が、氏名及び住所を秘匿する場合には代替事項を定めて、秘匿する決定を行うものです。

当事者間秘匿申立てには、申立書、秘匿事項を記載した届出書面（秘匿事項届出書面）、疎明資料の提出及び費用（申立手数料1件につき収入印紙500円）が必要になります。

訴状提出と同時に当事者間秘匿申立てをする場合、訴状や委任状等の提出書面には、秘匿事項の氏名、住所を記載せずに代替事項（「代替氏名A」、「代替住所A」）を記載し、書証や添付資料にも秘匿事項が含まれないようにしてください。

秘匿決定があった場合、秘匿事項届出書面の閲覧等ができる者が当該秘匿対象者に制限されます。

秘匿事項届出書面以外に、秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項を記載した書面が提出された場合、裁判所においてマスクングすることはできませんし、直ちに閲覧等を制限することはありません。秘匿事項等の情報管理にはご留意いただき、提出書面には不必要な情報を記載せず、やむを得ず秘匿事項等を記載する場合は、当該部分につきマスクングしたうえで提出するか、閲覧等制限の申立てをするかどうかをご検討ください。自らが提出する文書等について閲覧等制限の申立てをする場合は、当該文書等の提出の際に申立てをしてください。